

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金事業運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年埼玉県条例第16号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置された埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(拠出金の額の算定)

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、特定期間（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の前年度の2月末日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 療養の給付等に要する費用の額見込額報告書（様式第1号）
- (2) 療養の給付等に要する費用の額見込額計算書（様式第2号）
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、広域連合から提出された前項に掲げる書類に基づき、特定期間各年度の広域連合の拠出金の額を定め、財政安定化基金拠出金額決定通知書（様式第3号）により、当該年度の拠出金の額を当該年度の5月末日までに広域連合に通知する。

(拠出金の納付)

第3条 広域連合は、各年度の拠出金を当該年度の知事が定める日までに納付しなければならない。

2 広域連合は、前項の知事が定める日までに拠出金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納につき年14.6%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(交付の申請)

第4条 広域連合は、基金から交付金（法第116条第1項第1号に掲げる事業に係る交付金をいう。以下同じ。）の交付を受けようとするときは、特定期間の終了年度の1月10日までに、交付金交付申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 交付金額計算書（様式第5号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により提出された交付金交付申請書等を審査のうえ、交付及び交付額について決定し、交付金交付決定書（様式第6号）または交付金交付審査結果通知書（様式第7号）により広域連合に通知する。

2 前項の審査において、知事は、次の理由により、交付金の額が不当に過大となると認

められる場合には、交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。

- (1) 広域連合が予定保険料収納率を収納実績に比して不当に過大に見込んだこと
- (2) 市町村が通常必要とされる保険料徴収努力事務をしなかったことに対して、広域連合にその責があること
- (3) その他交付額が不当に過大になることに、広域連合に相当の責があること
(交付金の交付)

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた広域連合が交付金の交付を受けようとするときは、交付金請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付する。
(借入の申請)

第7条 広域連合は、特定期間の初年度において、基金から貸付金(法第116条第1項第2号に掲げる事業に係る貸付金をいう。以下同じ。)の貸付けを受けようとするときは、当該年度の2月末日までに、貸付金借入申請書(様式第9号)を次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 貸付金額計算書(様式第10号)
- (2) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 広域連合は、特定期間の終了年度において、基金から貸付金の貸付けを受けようとするときは、当該年度の1月10日までに、貸付金借入申請書(様式第9号)に前項の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第8条 知事は、前条の規定により提出された貸付金借入申請書等を審査のうえ、貸付け及び貸付額について決定し、貸付金貸付決定書(様式第11号)または貸付金貸付審査結果通知書(様式第12号)により広域連合に通知する。

- 2 前項の審査において、知事は、次の理由により、貸付金の額が不当に過大となると認められる場合には、貸付額を減額し、又は貸付けないこととすることができる。
 - (1) 広域連合が保険料収納必要額を給付実績に比して不当に過少に見込んだこと
 - (2) 広域連合が予定保険料収納率を収納実績に比して不当に過大に見込んだこと
 - (3) その他貸付額が不当に過大になることに、広域連合に相当の責があること
(貸付金の貸付け)

第9条 前条に規定する貸付金貸付決定書により通知を受けた広域連合が、貸付金の貸付けを受けようとするときは、貸付金請求書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。
- 3 貸付金の貸付けを受けた広域連合は、直ちに借用証書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

(償還方法)

第10条 貸付金の貸付けを受けた広域連合は、当該貸付を受けた特定期間の借入金総額の2分の1に相当する額を、次期特定期間の各年度において償還しなければならない。

ただし、広域連合が、第12条に規定する繰上償還を行う場合はこの限りでない。

2 前項の償還は、知事が、次条第2項に規定する償還期限の延長を決定した場合には、この限りでない。

3 広域連合は、各年度の償還金を当該年度の12月末日までに納付しなければならない。

4 広域連合は、償還期限までに償還金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年14.6%の割合で計算した延滞金を、県に納付しなければならない。

(償還期限等の延長)

第11条 貸付金の貸付けを受けた広域連合は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第14条第4項第1号に規定する償還期限までの延長又は各年度の償還期限の延長を求めるときは、償還期限の属する年度の12月10日までに償還期限等延長申請書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された償還期限等延長申請書を審査のうえ、償還期限等の延長を決定し、償還期限等延長決定通知書（様式第16号）または償還期限等延長審査結果通知書（様式第17号）により広域連合に通知する。

3 前項の審査において、知事は、次の理由により、償還期限等の延長を適当と認めた場合には、償還期限等を延長することができる。

(1) 償還により次期特定期間の保険料が著しく高くなるとき

(2) 当該年度の保険料収納額が予想に反して著しく低いとき

(3) その他広域連合の財政が著しく悪化したとき

4 第2項の規定により償還期限の延長を決定した後に、同政令第14条第4項第2号に規定する償還期限までの延長を求めるときは、第1項の規定を準用する。

(繰上償還)

第12条 知事は、広域連合が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 広域連合は、償還期限にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

3 広域連合が、前項の規定により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の20日前までに、繰上償還通知書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

(借入台帳の整備)

第13条 広域連合は、基金から貸付金の貸付けを受けた場合には、基金借入台帳を備え付けて、借入の状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

(報告及び調査)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、広域連合に対し、この要綱に定めるもののほか、交付金又は貸付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 平成20年度は、第2条に規定する「前年度の2月末日」を「平成20年4月末日」と読み替えるものとする。
- 3 第4条から第6条まで及び第14条の規定は、条例附則第2項の規定による交付金の交付について準用する。この場合において、第4条中「第116条第1項第1号とあるのは「附則第14条の2」と、「特定期間の終了年度の1月10日」とあるのは「知事が別に定める日」と、「様式第4号」とあるのは「様式第4号の2」と、「様式第5号」とあるのは「様式第5号の2」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年12月27日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県知事 氏 名 様

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名

療養の給付等に要する費用の額見込額報告書

後期高齢者医療財政安定化基金拠出金の算定に用いる療養の給付等に要する費用の額見込額について、下記のとおり報告します。

記

療養の給付等に要する費用の額見込額

年度 (A)	年度 (B)	合 計 額 (C) A+B

内訳は、療養の給付等に要する費用の額見込額計算書書（様式第2号）のとおり

様式第2号(第2条関係)

療養の給付等に要する費用の額見込額計算書

②算定政令第19条第1項(法第93条第1項に規定する「療養の給付等に要する費用の額」)

	初年度	終了年度	合計額
療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額			
入院時食事療養費の支給に要する費用の額			
入院時生活療養費 "			
保険外併用療養費 "			
療養費 "			
訪問看護療養費 "			
特別療養費 "			
移送費 "			
高額療養費 "			
高額介護合算療養費 "			
合計額			

※見込額

様式第3号（第2条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名 様

埼玉県知事 氏 名（公印省略）

財政安定化基金拠出金額決定通知書

年度埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金拠出金については下記のとおりと
します。

記

- 1 拠出金額 金 円
- 2 納付期限 年 月 日

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県知事 氏 名 様

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名

交付金交付申請書

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金事業運営要綱第4条の規定により、次のとおり交付を受けたいので関係書類を添えて申請する。

記

1 交付申請金額 金 円

2 交付条件 埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金事業運営要綱のとおり

交付金額計算書

①算定省令第28条

(算定政令第13条第7項第1号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

合計額①－合計額②	
-----------	--

第1号	初年度	終了年度	合計額①
療養の給付等に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額			
入院時食事療養費の支給に要する費用の額			
入院時生活療養費	〃		
保険外併用療養費	〃		
療養費	〃		
訪問看護療養費	〃		
特別療養費	〃		
移送費	〃		
高額療養費	〃		
高額介護合算療養費	〃		
財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額			
法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額			
法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額			
合計額			

第2号	初年度	終了年度	合計額②
法第93条、第96条、第98条の規定による負担金			
法第95条の規定による調整交付金			
法第100条の規定による後期高齢者交付金			
法第117条第1項の規定による交付金			
法第102条及び第103条の規定による補助金 (※第1号の額に係るものの額のみ)			
その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く)のための収入の額 (※第1号の額に係るものの額のみ)			
合計額			

交付金額計算書

②算定政令第13条第8項(特定期間における保険料収納必要額)

・施行令第18条第3項第1号イに掲げる合計額の見込額

	初年度	終了年度	合計額
療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額			
入院時食事療養費の支給に要する費用の額			
入院時生活療養費 "			
保険外併用療養費 "			
療養費 "			
訪問看護療養費 "			
特別療養費 "			
移送費 "			
高額療養費 "			
高額介護合算療養費 "			
法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む)の規定による委託に要する費用を含む)の額			
財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額			
法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額			
法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金償還に要する費用の額			
保健事業に要する費用の額			
その他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く)の額			
合計額の見込額 ①			

・施行令第18条第3項第1号ロに掲げる合計額の見込額

法第93条、第96条、第98条の規定による負担金			
法第95条の規定による調整交付金			
法第100条の規定による後期高齢者交付金			
法第117条第1項の規定による交付金			
法第102条及び第103条の規定による補助金			
その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く)のための収入の額			
合計額の見込額 ②			

①-②の額

様式第5号③(第4条関係)

交付金額計算書

③算定政令第13条第7項 (基金事業対象比率)

第1号	第2号	
算定省令第28条の額 ①	特定期間における保険料収納必要額 ②	基金事業対象比率 ①÷②

※見込額により算出

交付金額計算書

⑨算定省令第25条 (算定政令第13条第2項第2号の額)

当該特定期間における当該市町村ごとに算定した額			
保険料収納下限額 未済市町村名	市町村予定保険料収納額 (市町村保険料収納必要 額×基金事業対象比率)	市町村保険料収納下限額	算定政令第13条第2項 第2号の額
	①	②	①-②
合計			

※ 様式第5号⑧交付金額計算書で、保険料収納下限額未済と判定した市町村のみ記載する。

様式第5号⑪(第4条関係)

交付金額計算書

⑪算定省令第26条 (算定政令第13条第2項第3号)

第1号に掲げる額 ①	第2号に掲げる額 ②	算定政令第13条第2項第3号の額 ①-②

第1号 (基金事業対象費用額)										
イ 初年度 ①	4/1～交付金基準日 ②	(1)交付金基準日の属する年度の前年度及び前々年度			(2) 4/1～交付金基準日応当日			(1)÷(2)		イ及びロに掲げる額の合計額 ①+⑩ ⑪
		前年度 ③	前々年度 ④	計 ⑤	(i)前年度 ⑥	(ii)前々年度 ⑦	計 ⑧	⑤÷⑧ ⑨	②×⑨ ⑩	

第2号 (基金事業対象収入額)										
イ 初年度 ①	4/1～交付金基準日 ②	(1)交付金基準日の属する年度の前年度及び前々年度			(2) 4/1～交付金基準日応当日			(1)÷(2)		イ及びロに掲げる額の合計額 ①+⑩ ⑪
		前年度 ③	前々年度 ④	計 ⑤	(i)前年度 ⑥	(ii)前々年度 ⑦	計 ⑧	⑤÷⑧ ⑨	②×⑨ ⑩	

※実績額より見込んだ額

附則第3項に係る交付金額計算書

交付額 (①-②)	
--------------	--

※ ただし、条例第8条に規定する交付金及び条例第10条に規定する貸付金については別途算定することとし、条例附則第2条に係る都道府県の〇〇年度の予算額を上回らない額とする。

・ 〇〇年度における費用の見込額

療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額	
入院時食事療養費	の支給に要する費用の額
入院時生活療養費	の支給に要する費用の額
保険外併用療養費	の支給に要する費用の額
療養費	の支給に要する費用の額
訪問看護療養費	の支給に要する費用の額
特別療養費	の支給に要する費用の額
移送費	の支給に要する費用の額
高額療養費	の支給に要する費用の額
高額介護合算療養費	の支給に要する費用の額
法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額	
財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額	
法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額	
法第116条第1項第2号の規定による基金事業借入金の償還に要する費用の額	
保健事業に要する費用の額	
その他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額	
見込額合計 ①	

・ 〇〇年度における収入の見込額

保険料収納見込額（広域連合における平成〇〇年度の歳入となるものに限る。）	
剰余金繰入額	
法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金	
法第95条の規定による調整交付金	
法第100条の規定による後期高齢者交付金	
法第117条第1項の規定による交付金	
法第102条及び第103条の規定による補助金	
その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額	
法第116条第1項第1号の規定による基金事業交付金	
法第116条第1項第2号の規定による基金事業貸付金	
見込額合計 ②	

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名 様

埼玉県知事 氏 名（公印省略）

交付金交付決定書

年 月 日付け 第 号交付金交付申請書により交付申請を受けた
年度埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金交付金については、審査の結果、下記のとおり
交付決定する。

記

交付金額 金 円

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名 様

埼玉県知事 氏 名（公印省略）

交付金交付審査結果通知書

年 月 日付け 第 号交付金交付申請書により交付申請を受けた
年度埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金交付金については、審査の結果、下記の理由
により、交付しないことを決定する。

記

1 交付しない理由

様式第8号（第6条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県知事 氏 名 様

（ 住 所 ）

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名

交 付 金 請 求 書

年 月 日付け 第 号交付金交付決定書により、交付決定の通知を受けた埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金交付金について、下記のとおり請求する。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 債権者コード _____

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県知事 氏 名 様

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名

貸付金借入申請書

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金事業運営要綱第7条の規定により、次のとおり借り入れたいので関係書類を添えて申請する。

記

1 借入申請金額 _____ 円

2 借入条件 埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金事業運営要綱のとおり

3 貸付金償還計画

1	年度借入分	年度償還予定	円
2	年度借入分	年度償還予定	円
3	年度借入分	年度償還予定	円
4	年度借入分	年度償還予定	円
5	年度借入分	年度償還予定	円
6	年度借入分	年度償還予定	円

貸付金額計算書

①算定省令第29条 (算定政令第14条第1項)

第1項 (初年度基金事業対象収入額)							
4/1～ 貸付金基準日 ①	第1号貸付金基準日の属する年度の前年度及び前々年度			第2号 4/1～貸付金基準日応当日			第1号÷第2号 ④÷⑦ ⑧
	前年度 ②	前々年度 ③	計 ④	(イ)前年度 ⑤	(ロ)前々年度 ⑥	計 ⑦	

第2項 (初年度基金事業対象費用額)							
4/1～ 貸付金基準日 ①	第1号貸付金基準日の属する年度の前年度及び前々年度			第2号 4/1～貸付金基準日応当日			第1号÷第2号 ④÷⑦ ⑧
	前年度 ②	前々年度 ③	計 ④	(イ)前年度 ⑤	(ロ)前々年度 ⑥	計 ⑦	

○基金事業対象費用額のうち初年度の額(様式第10条③貸付金額計算書 ③算定政令第18条)

療養の給付等に要した費用の額	
財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額	
法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要した費用の額	
基金事業借入金の償還に要した費用の額	
合計	

※様式第10号⑤を計算する際

○算定政令第4条第1項「療養の給付等に要した費用の額」

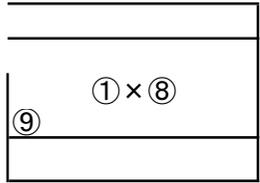
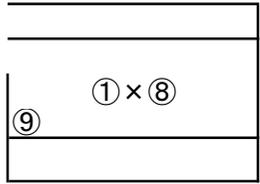
※実績額より見込んだ額

療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額	
入院時食事療養費の支給に要した費用の額	
入院時生活療養費 "	
保険外併用療養費 "	
療養費 "	
訪問看護療養費 "	
特別療養費 "	
移送費 "	
高額療養費 "	
高額介護合算療養費 "	
(広域連合の)合計額	

○基金事業対象収入額のうち初年度の額

様式第10号④貸付金額計算書 ④算定政令第17条(算定省令第33条)の様式により算出

※様式第10号⑤を計算する際



ご使用

ご使用

②算定政令第14条第2項第1号(算定省令第30条)

初年度基金事業対象費用額 算定省令第29条第2項 ①	初年度基金事業対象収入額 算定省令第29条第1項 ②	初年度における貸付額 算定省令第30条 ①-②=③	貸付限度額 ③×1.1 ④

③算定政令第18条(後期高齢者医療広域連合の、当該特定期間における基金事業対象費用額)

	初年度	終了年度
療養の給付等に要した費用の額		
財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額		
法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要した費用の額		
基金事業借入金の償還に要した費用の額		
合計		

貸付金額計算書

④算定政令第17条(算定省令第33条)後期高齢者医療広域連合の当該特定期間における基金事業対象収入額

	第1号 ①	第2号 ②	基金事業対象比率 ③	②×③ ④	計 ①+④
実績保険料収納額 ⑩					
法第93条、第96条、第98条の規定による負担金の額					
法第95条の規定による調整交付金の額					
法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金の額					
法第100条の規定による後期高齢者交付金の額					
法第117条第1項の規定による交付金の額					
法第102条及び第103条の規定による補助金の額					
その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額					
法附則第14条第2項の繰入金の額					
合計額					

○算定政令第16条 実績保険料収納額(各市町村ごとに当該特定期間中に収納した当該年度分の保険料の合計額)

市町村名 ⑤	初年度 ⑥	終了年度 ⑦	合計 ⑧	基金事業対象比率 ⑨	合計 ⑧×⑨=⑩
合計					

様式第10号⑦(第7条関係)

貸付金額計算書

⑦算定政令第14条第2項第2号

イ	ロ		ハ	終了年度における貸付額	貸付限度額
算定省令第31条 ①	初年度貸付金の額 ②	終了年度交付金の額 ③	算定省令第32条 ④	① - (② + ③ + ④) = ⑤	⑤ × 1.1

様式第11号（第8条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名 様

埼玉県知事 氏 名（公印省略）

貸付金貸付決定書

年 月 日付け 第 号貸付金借入申請書により借入れの申請を受けた
年度埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金については、審査の結果、下記のとおり貸付を決定する。

記

1 貸付金額 金 円

2 償還期限 年12月末日 金 円

年12月末日 金 円

様式第12号（第8条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名 様

埼玉県知事 氏 名（公印省略）

貸付金貸付審査結果通知書

年 月 日付け 第 号貸付金借入申請書により借入れの申請を受けた
年度埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金については、審査の結果、下記の
理由により、貸し付けないことを決定する。

記

1 貸付しない理由

様式第13号（第9条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県知事 氏 名 様

（ 住 所 ）

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名

貸付金請求書

年 月 日付け 第 号貸付金貸付決定書により、貸付決定の通知を受けた埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金について、下記のとおり請求する。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 債権者コード _____

様式第14号（第9条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県知事 氏 名 様

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名 印

借 用 証 書

借用金額 金 円

上記金額を次の条件にて借用する。

- 1 借入対象事業名
- 2 据置期限 年3月31日
- 3 償還期限 年12月末日（金 円）
年12月末日（金 円）
- 4 その他 埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金事業運営要綱の関係規定に従います。

様式第15号（第11条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県知事 氏 名 様

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名

償還期限等延長申請書

年 月 日付け 第 号貸付金貸付決定書により通知を受けた
埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金の償還期限等の延長について、埼玉県後期高
齢者医療財政安定化基金事業運営要綱第11条の規定により申請する。

記

- 1 償還延長希望額 金 円
年度借入分 金 円
年度借入分 金 円
- 2 償 還 期 限 年 月 日
- 3 償還延長希望日 年 月 日
- 4 延長申請理由等

様式第16号（第11条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名 様

埼玉県知事 氏 名（公印省略）

償還期限等延長決定通知書

年 月 日付け 第 号償還期限等延長申請書により申請を受けた貸付金の償還期限の延長については、審査の結果、下記のとおり延長を決定する。

記

1 償還期限延長額 金 _____ 円
(延長却下金額 金 _____ 円)

2 延長償還期限 年 月 日

様式第17号（第11条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名 様

埼玉県知事 氏 名（公印省略）

償還期限等延長審査結果通知書

年 月 日付け 第 号償還期限等延長申請書により申請を受けた貸付金
については、審査の結果、下記の理由により、償還期限を延長しないことを決定する。

記

1 償還期限を延長しない理由

様式第18号（第12条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県知事 氏 名 様

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 氏 名

繰上償還通知書

年 月 日付け 第 号貸付金貸付決定書により通知を受けた埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金を下記のとおり繰上償還したいので、埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金事業運営要綱第12条の規定により通知する。

記

- 1 年度区分 年度借入決定分
- 2 借入年月日 年 月 日
- 3 借用証書番号 _____
- 4 借入額 金 _____ 円
- 5 繰上償還額 金 _____ 円
- 6 繰上償還期日 年 月 日
- 7 繰上償還理由